

商品改定のご案内

佐川アドバンス株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

2026年4月1日始期のご契約より以下の商品改定がございますのでご案内申し上げます。

保険料、商品内容の詳細はパンフレットをご確認ください。

1 ご家族・退職者も1つの補償からご加入できるようになりました

以下の補償について、ご家族・退職者も入院・通院プランをセットせずにご加入できるようになりました。

・三大疾病一時金

・がん一時金

・抗がん剤治療

・親介護一時金

※ご家族・退職者が先進医療・拡大治療・患者申出療養、携行品、ホールインワン、家財にご加入する場合は、引き続き
入院・通院プランのセットが必要です。

2 家財プランの改定

①従来家財プランに付帯されていた以下の特約の販売が停止となります。特約廃止に伴い補償が拡大します。

- ・住宅内生活用動産臨時費用保険金対象外特約
- ・住宅内生活用動産残存物取片づけ費用保険金対象外特約
- ・住宅内生活用動産失火見舞費用保険金対象外特約

②「補聴器」が補償対象外となります。

3 <補償拡大> 三大疾病一時金・がん一時金オプションの改定（再発・転移がんの補償対象化等）

三大疾病一時金（三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約）とがん一時金（がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約）について、「再発がん」および「転移がん」を新たに補償対象とします。これに伴い、「継続する一連の保険期間を通じた保険金の支払限度回数に関する規定（通算支払限度回数規定）」を変更します。

改定項目	改定前	改定後
対象となるがんの範囲の拡大	原発がんのみを補償対象とする。	原発がんに加え、 <u>再発がん、転移がん</u> も補償対象とする。 (※1)
通算支払限度回数を変更	「原発巣が同一であるがん（既に保険金を支払った原発がんの再発・転移がんを含む）」について、 <u>「通算1回を限度」</u> に保険金を支払う。	原発がん、再発がん、転移がんについて、 <u>「1年に1回を限度（=診断確定日が、前回支払済の診断確定日から1年超経過している場合）」</u> に保険金を支払う。 (※2)

(※1) 再発がん、転移がんについて、それらの原発がんの診断確定日は問いません。原発がんの診断確定日が保険期間開始前の場合でも、保険期間中に再発がん、転移がんと診断確定されていれば、始期前発病免責等に該当しない場合、補償対象となります。

(※2) 前回支払済の診断確定日から保険期間をまたいでいる場合でも、前回支払済の診断確定日から1年超を経過していない場合は補償対象外です。

4 疾病手術補償における花粉症手術等の対象外化

疾病補償において、鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）が疾病手術補償の対象外となります。

改定項目	改定内容
「オンライン診療」 「通院」の定義の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険制度の医科診療報酬点数表から「オンライン診療料」が廃止されたことに伴い、「オンライン診療」の定義を変更します。加えて、電話診療を含まないことを明確化します。なお、「オンライン診療」の実質的な範囲に変更はありません。 ・これに伴い、「通院」の定義において、同月内に複数回オンライン診療を受診した場合で、公的医療保険制度上の「オンライン診療料」の算定が1回となる場合は、1回の通院とみなす規定を削除します。これにより、同月内に複数回受診した場合でもそれぞれを1回の通院とみなします。
危険免責の対象への 「指定薬物」の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグに対する法律上の規制強化が行われたことを受け、薬物の使用に関する免責規定および危険運転免責規定に「危険ドラッグ（指定薬物）」を追加します。
契約時の年令誤りによる 無効規定の取消規定への 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に被保険者年令の告知を誤っており、当社の引受対象外であった場合に契約を無効とする規定を、取消とする規定に変更します。
「みなし通院」の 補償改定	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に通院しない場合でも、傷害を被った部位を固定するためにギプス等の固定具を常時装着した場合、通院したものとみなす取扱い（みなし通院）を行っておりましたが、そのみなし通院における補償を以下の通り改定します。 ・ギプス等の定義を限定列挙とすることで明確化します。なお、本改定により「デゾー固定（包帯）」「硬性コルセット」がギプス等の対象ではなくなります。 ・対象となるギプス等の装着部位に「顎骨・顎関節」を追加します。 ・固定部位が受傷部位である要件を削除し、直接受傷部位を固定していない場合でも、対象となる部位を固定していれば「みなし通院」として取り扱います。
携行品損害補償、住宅内 生活用動産補償等の免 責規定の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・火災保険に合わせ、携行品損害補償特約、住宅内生活用動産補償特約等の用品補償特約の免責規定に、以下の事由を追加します。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害 ②使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害
ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約における目 撃要件の 明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフプレー時のホールインワンまたはアルバトロスは原則支払対象外となります、被保険者・同伴競技者以外の第三者が目撃した場合に限り補償対象となります。 ・この「目撃」の要件について、達成後にカップインしたボールを確認しただけの場合を含まない旨を明確化します。

6 保険料の改定

コロナ禍や直近の医療状況、物価上昇等を踏まえ、団体総合生活補償保険の保険料を改定します。入院・通院プラン(日額10,000円・5,000円・3,000円)の月額保険料(現役)の昨年度との比較は以下の通りです。

単位：円

プラン内容 (セット名)	入院日額 10,000円(N10)			入院日額 5,000円(N5)			入院日額 3,000円(N3)		
満年令 2026年4月1 日時点	2025 年度	2026 年度	2025 年度 との差額	2025 年度	2026 年度	2025 年度と の差額	2025 年度	2026 年度	2025 年度と の差額
0-4 才	2,320	2,340	20	1,160	1,170	10	790	800	10
5-9 才	2,090	2,110	20	1,050	1,050	0	720	730	10
10-14 才	1,740	1,750	10	870	870	0	620	620	0
15-19 才	1,770	1,780	10	880	890	10	620	630	10
20-24 才	1,990	2,020	30	990	1,010	20	690	700	10
25-29 才	2,300	2,350	50	1,150	1,170	20	780	800	20
30-34 才	2,600	2,710	110	1,300	1,360	60	870	910	40
35-39 才	2,700	2,810	110	1,350	1,400	50	900	940	40
40-44 才	2,780	2,890	110	1,390	1,440	50	930	960	30
45-49 才	3,240	3,350	110	1,620	1,670	50	1,070	1,100	30
50-54 才	4,030	4,150	120	2,020	2,080	60	1,300	1,340	40
55-59 才	5,270	5,410	140	2,630	2,710	80	1,670	1,720	50
60-64 才	7,170	7,370	200	3,590	3,690	100	2,250	2,310	60
65-69 才	10,360	10,660	300	5,180	5,330	150	3,200	3,290	90

※上記以外の年令、プランの保険料はパンフレットをご確認ください。

7 【退職者(退会者)用プラン】保険料月払の新設

退職者(退会者)用プランの保険料払回数は従来年払のみでしたが、月払も選択できるようになりました。保険料はパンフレットをご確認ください。

このご案内は保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ先

〔代理店・扱者〕佐川アドバンス株式会社（平日9時～18時・土日祝休）

本社	: TEL 03-5635-9851	札幌営業所	: TEL 011-806-0222
仙台営業所	: TEL 022-388-6371	さいたま営業所	: TEL 0480-91-0877
東京営業所	: TEL 03-3699-3488	名古屋営業所	: TEL 052-350-7666
金沢営業所	: TEL 076-290-7555	大阪営業所	: TEL 06-4706-2310
広島営業所	: TEL 082-252-3791	福岡営業所	: TEL 092-718-9532